

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第3号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第3（第5条関係）			別表第3（第5条関係）		
左欄	中欄	右欄	左欄	中欄	右欄
会計課の 出納員	略		略		
	税務課の収入取扱員	児童扶養手当の過誤払による返納金（子育て支援課の収入取扱員が収納するものを除く。）、老人・障害者居室等整備資金の償還金（健康福祉総務課の収入取扱員が収納するものを除く。）及び第34条の2第1項第6号に掲げる債権（ <u>高校教育課の収入取扱員が収納するものを除く。</u> ）の収納並びにインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の収納及び保管	税務課の収入取扱員	児童扶養手当の過誤払による返納金（子育て支援課の収入取扱員が収納するものを除く。）、老人・障害者居室等整備資金の償還金（健康福祉総務課の収入取扱員が収納するものを除く。）及び第34条の2第1項第6号に掲げる債権の収納並びにインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の収納及び保管	
	略		略		
	義務教育課の収入取扱員	略	義務教育課の収入取扱員	略	
	高校教育課の収入取扱員	第34条の2第1項第6号に掲げる債権のうち高校教育課の所掌に係るもの（ <u>税務課の収入取扱員が収納するものを除く。</u> ）の収納			
生涯学習・文化財課の収入取扱員	略	生涯学習・文化財課の収入取扱員	略		
略		略			

略

略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。